

B-2 「長寿世界－NAGANOの食」輸出拡大事業

農政部 農産物マーケティング室

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 生産者に長果11の苗を売る際のライセンスとはどういうものであるか。第三者に渡した場合、制裁金等はあるのか。 | <p>○栽培植物の種苗等のライセンスは、一般に種苗法に基づく育成者権を根拠とした契約に基づき、第三者への譲渡等を禁止するものです。例えば、切り花等の輸入種苗では、違反すると莫大な制裁金を科されるといったことがあります。</p> <p>○県の育成品種については、許諾条件として第三者への譲渡等を禁止していますが、県内農業者等への円滑な普及が目的であるため、違反した場合の制裁金等の定めはありません。(ただし、損害賠償請求権を放棄するものではありません。)</p> <p>○今後、農産物輸出をさらに拡大するためには、国内だけでなく海外を含む育成者権等の保護は重要課題であり、ぶどうの新品種クイーンルージュ(長果11)については、現在、担当部署において取扱いを検討しています。</p> |
| 2 | 市田柿が輸出の主力品目となっているが、出荷量の全国順位は何位か。 | <p>○干柿の出荷量 全国1位(2015年)(2位:福島県、3位:山梨県) (参考)生果柿の出荷量 全国9位(2017年)(1位:和歌山県、2位:奈良県、3位:福岡県) (農林水産省調べ)</p> |
| 3 | 香港、台湾等における日本果実ブームの見通しはいかがか。 | <p>○日本産果物は、高級・高品質な品物として定着しており、贈答用としての需要も高いものがあります。また、高品質な果物は、和食ブームと相まって、今後も堅調な需要が継続すると考えられます。</p> |
| 4 | 中国等でシャインマスカット等の生産拡大が図られているが、その状況や品種登録も含め、今後の懸念材料はなにか。 | <p>○シャインマスカットは、海外において品種登録・商標登録がされておらず、栽培・販売を制限することはできません。</p> <p>○中国・韓国において大規模栽培されているという情報がありますが、現在は品質格差があるため日本産が優位です。しかしながら、韓国産は品質が向上しつつあり、今後脅威となる可能性があります。なお、今後は、農産物の種苗登録や商標権等による知的財産保護対策が必要との認識が広まっています。</p> |
| 5 | 長野のぶどう、ももの特徴(アピールポイント)は何か。 | <p>○ぶどうやももの主産県である山梨県や岡山県においても東南アジアを中心に輸出額目標を設定し、輸出拡大に取り組んでいます。本県といたしましては、以下の優位性を生かし、更なる輸出拡大に取り組んでまいります。</p> |
| 6 | 山梨、福島等で同様に輸出拡大事業を展開した際の展望(今後の目標数値の予測)はいかがか。 | <p>【本県産農産物の優位性】</p> <p>○長野県は他県と比較し、高糖度で香りが良いといった「おいしさ」に加え、色づき・形・大きさといった「おいしさ」以外の品質も評価の高い果物の産地です。</p> <p>○品揃えが多様なことも特徴です。りんごでは「秋映」「シナノスイート」「シナノゴールド」、ぶどうでは「シャインマスカット」「ナガノパープル」や新品種の「クイーンルージュ」などをはじめ、多くの品目・品種が生産されています。</p> |
| 7 | ①輸出対象国には多彩な果物が集まり、②日本の他県が同様の展開を進め、③中国等における日本産果物の生産拡大等の可能性がある中で、「おいしさ」以外の訴求ポイントはあるか。 | <p>○りんごでは、収穫期が異なる多様な品種によるリレー出荷、ぶどうでは施設栽培と露地栽培、冷蔵貯蔵の組合せにより、長期間にわたって出荷することができ、中秋節や春節といった贈答シーズンに合わせた出荷が可能です。</p> <p>○これらが、輸出を推進する上での本県の訴求ポイントであると考えます。</p> |